

大阪市告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年7月15日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	ドラム缶（11点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	台（置き看板）（3点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	置き看板（3点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	木材（合板）（5点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	三角コーン（4点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	タイヤ（1点）
大正区第8358号線	大正区小林西1丁目17番先	石（1点）

（建設局総務部管理課）